

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成 30 年 6 月 6 日	
愛知県知事 殿	東京都品川区東品川 2 丁目 2 番 20 号 日本軽金属株式会社  代表取締役社長 岡本 一郎
	提出者 日本軽金属株式会社名古屋工場 住 所 愛知県稲沢市小池1丁目11-1 氏 名 工場長 田島 靖史 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0587 -21-1111
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	日本軽金属株式会社 名古屋工場
事業場の所在地	愛知県稲沢市小池1丁目11-1
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	23 (非鉄金属製造業)
② 事業の規模	事業所の製造品出荷額【前年度】 4,128,433万円
③ 従業員数	584人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) ISO14001環境マネジメントシステム組織の中で管理しているので、その組織図を添付資料で示す。 別紙2	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度(平成29年度)実績】
	産業廃棄物の種類
	排出量
	別紙3-表1
(これまでに実施した取組み) 生産量増や設備異常等の影響により、廃棄物排出量が増加。 熱間圧延機のクーラント油原単位安定しており廃油の排出は抑えられたが、プラダグミックスの変化もあり梱包材に利用している木くず(木製パレット)が過去最大となった。	
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	排出量
	別紙3-表2
(今後実施する予定の取組み) ・熱間圧延機のクーラント原単位改善活動のうへ、廃油発生量抑制(継続)。 ・木くず排出低減のために、再利用化促進。 ・通常及び試験や開発時における消耗品の購入量最小化を進め、無駄な廃棄物を発生させない関係者へ周知。 ・蛍光灯・水銀灯など、長寿命(省エネタイプ)のLEDへの交換を進める。	
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組み) 廃棄の際、45~50種類に分別廃棄実施。 廃棄方法不具合があった場合、その都度注意喚起し周知した。 写真付き注意文書配布や現場での分別廃棄方法説明実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組み) 外部処分業者の情報を集めリスク分散も含め再利用先を探る。必要であればさらに細かい分別廃棄も検討。廃棄物分別方法や3Rについて従業員への周知継続。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸、廃アルカリ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	142 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・熱間圧延機廃クーラントを蒸留脱水式装置で再燃料化し使用。 ・廃酸、廃アルカリは社内で、pH調整・中和処理に再利用。		
②計画	【目標】今年度		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃酸、廃アルカリ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	200 t	3 t
	(今後実施する予定の取組) ・熱間圧延機のクーラント原単位向上による排出量減、装置の定期保守点検による再燃料化への安定維持。 ・廃酸、廃アルカリの有効再利用継続。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	45 t	t
	(これまでに実施した取組) ・社内で発生する汚泥(水酸化アルミ)は、社内で中和・脱水により減量。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	80 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥は、中和・脱水処理して減量化し今後も継続維持する。装置の保守点検維持、関係者との連携を密にしながら効率的に対応。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（平成29年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	無し
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	無し
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・特になし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（平成29年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙3-表3
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者への優先的な処理委託。 ・再生利用業者への優先的な処理委託。	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙3-表4
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別とルール周知徹底</li> <li>・再生利用業者、優良認定処理業者への優先的な処理委託。</li> <li>・廃棄物種類だけでなく、廃棄物毎の最適な再利用業者探索すすめる(リスク分散含む)。</li> </ul>		
※事務処理欄		

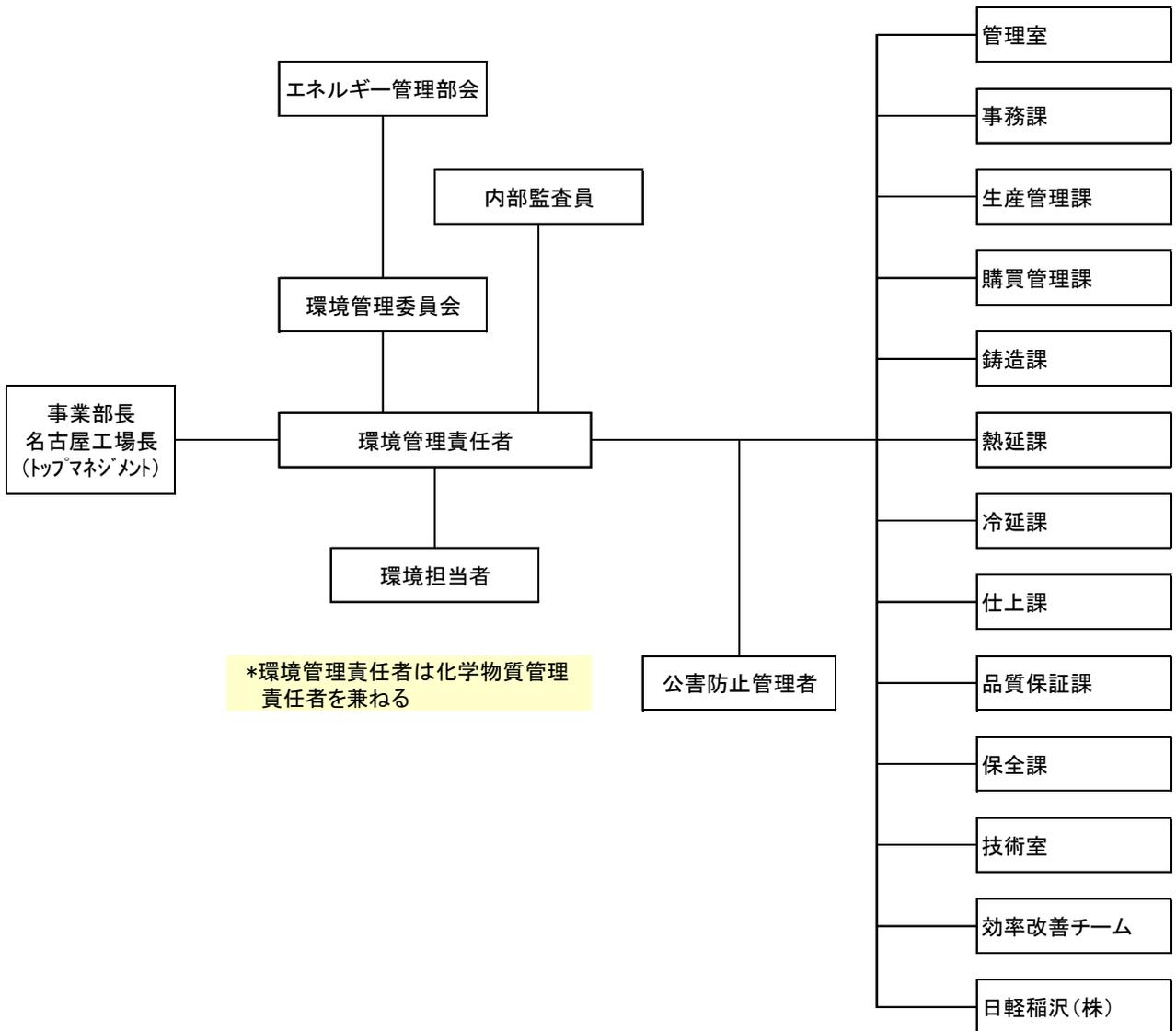
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

種類	工場内				委託		
	発生工程	発生物	場内処理		中間処理	最終処分	
廃油	熱間圧延	廃圧延油	→	スカム分離	→	混錬 → 燃料	
		スカム	→	真空蒸留			→
汚泥	洗浄	廃アルカリ	→	中和・脱水	→	混錬 → セメント原料	
		廃酸	→				脱水ケーキ
	水処理設備	余剰汚泥	→				
	冷間圧延	ろ過助剤	→	→	→	→	→
		→	→	→	→	→	→
	工場全般	油泥	→	→	→	→	油水分離 → 燃料
その他汚泥		→	→	→	→	埋立て	
ロール研磨	研削スラッジ	→	→	→	→	圧縮・溶融 → 鋼材	
ばいじん	鑄造	炉前集塵灰	→	→	→	→	埋立て
		ばいじん	→	→	→	→	混錬 → セメント原料
がれき	鑄造	コンクリート・セラミック屑	→	→	→	→	埋立て
		レンガ・耐火物	→	→	→	→	破碎 → 路盤材
ガラス・陶磁器屑	工場全般	保温材	→	→	→	→	埋立て
		清掃屑	→	→	→	→	埋立て
混合物	工場全般	蛍光灯・水銀灯	→	→	→	→	破碎 → リサイクル
廃プラスチック	梱包	PPバンド	→	→	→	→	圧縮 → 焼成
		ポリシート	→	→	→	→	圧縮 → 燃料
		塩ビシート	→	→	→	→	圧縮 → 焼成
	工場全般	家電品	→	→	→	→	焼却 → 埋立て 溶融 → 燃料 選別 → リサイクル
廃酸・アルカリ	洗浄	アルカリスラッジ	→	→	→	→	埋立て
木くず	梱包資材	廃パレット	→	→	→	→	切断・破碎 → 燃料
		ばん木	→	→	→	→	破碎 → パルプ原料

別紙2 環境マネジメントシステム組織図



\*環境管理責任者は化学物質管理責任者を兼ねる

\*各部門長は化学物質管理担当者の任を兼ねる

